参考資料５

プラスチック製容器包装及び分別収集物の再商品化入札制度の見直しについて

2025年10月30日

環境再生・資源循環局
資源循環課 容器包装・プラスチック資源循環室

プラスチック製容器包装及び分別収集物の再商品化入札制度に係る検討会

背景

- 近年、企業のScope3におけるGHG排出削減に向けた機運の高まりや、欧州における再生プラスチックの利用に係る規制の影響等により、環境配慮設計やリサイクルの重要性は共通認識となっている。
- 家庭から排出されるプラスチック資源については、容器包装リサイクル法及びプラスチック資源循環促進法により、毎年度安定的に分別収集されてきたところであるが、いかに国内の主要な動脈産業と連携したリサイクルを実現させるかが今後重要となる。
- 市町村が分別収集したプラスチック資源について、リサイクル業務を司る指定法人（環境省・経産省等が監督）が、毎年度、入札でリサイクル事業者を決めてリサイクルを実施しているところ、リサイクル事業者の成長機会の確保、分別収集物のリサイクル率向上、リサイクル製品の利用用途の高度化等を図るべく、入札制度の在り方に関する検討会を実施。
- プラスチック使用製品の製造業者及びリサイクル事業者等から意見を聴取し、入札制度の見直しの方向性について議論。

検討会構成員（敬称略）

座長　：細田 衛士　東海大学 政治経済学部経済学科 教授
副座長：吉岡 敏明　東北大学大学院 環境科学研究科 教授
岡野 知道　プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 アドバイザー
金澤 貞幸　公益財団法人全国都市清掃会議 専務理事
松本 孝志　日本製鉄株式会社 スラグ事業・資源化推進部長
三田 紀之　三菱ケミカルグループ株式会社 執行役員／チーフサステナビリティ ィオフィサー
三井 弘樹　プラスチックサーキュラーエコノミー推進協会専務
柳田 康一　クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス 事務局 次長

検討会実施状況

■第１回：令和７年９月１日（月）
・入札制度の現状について
・自由討議

■第２回：令和７年10月９日（木）
・入札制度の見直しの方向性について
・自由討議

→見直しの方向性について取りまとめ

現行のプラスチック製容器包装に係る再商品化入札制度①

検討会（第1回）
資料3から抜粋

（平成7年6月公布、平成9年4月完全施行；平成18年改正）

消費者、市町村、事業者がそれぞれの役割分担の下、容器包装廃棄物の①分別排出、②分別収集、③リサイクル（再商品化）を行う制度を構築

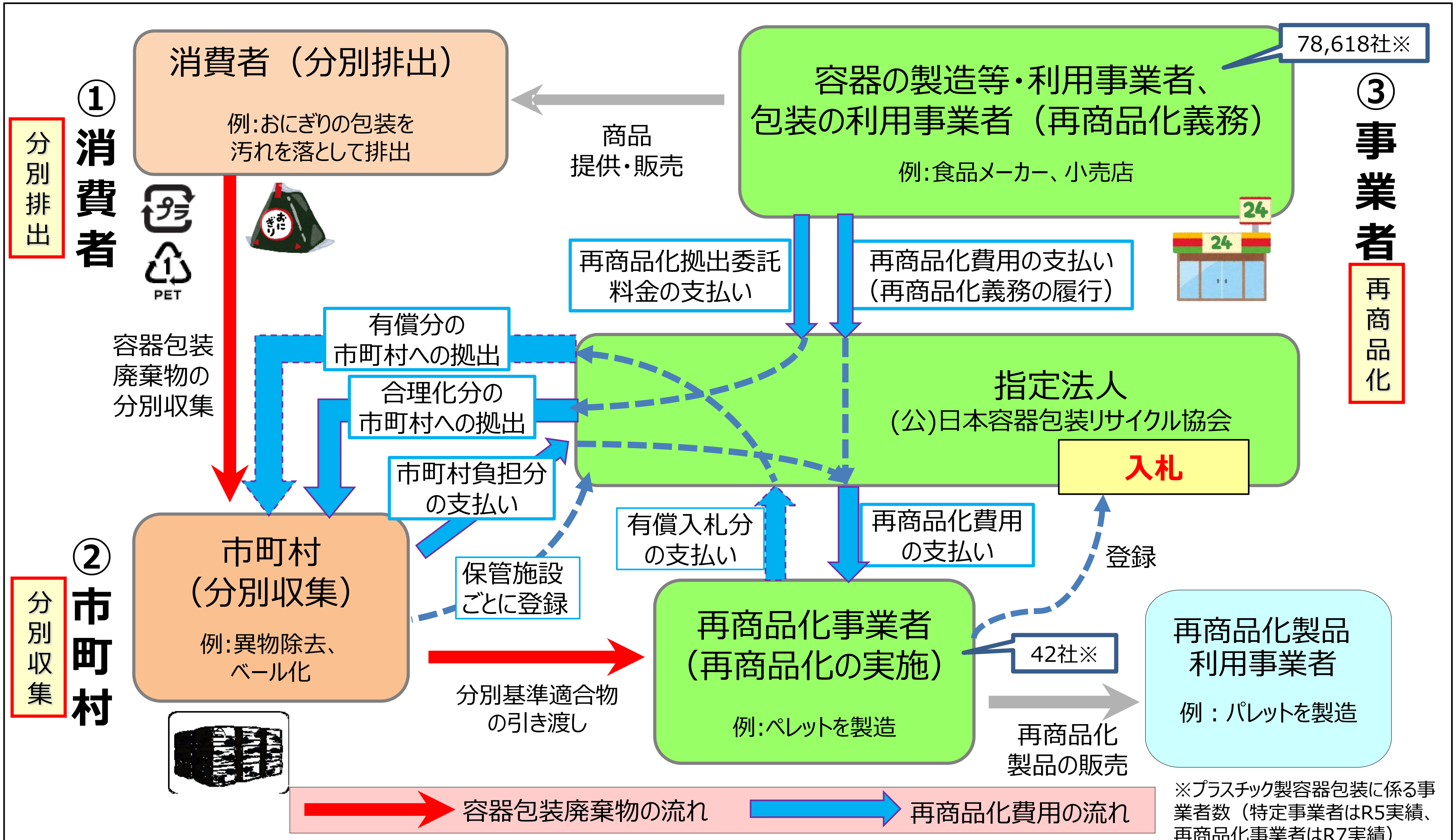

※プラスチック製容器包装に係る事業者数（特定事業者はR5実績、再商品化事業者はR7実績）

事業者数出典：日本容器包装リサイクル協会

現行のプラスチック製容器包装に係る再商品化入札制度②

検討会（第1回）
資料3から抜粋

＜現行のプラスチック製容器包装のリサイクルについて＞

- 容器包装リサイクル法に基づき、家庭から分別して排出され、市町村が収集したプラスチック製容器包装は、産業界（特定事業者）の費用負担でリサイクルされている。
- 具体的には、リサイクル業務を司る指定法人（環境省・経産省等が監督）が、毎年度、入札でリサイクル事業者を決めてリサイクルを実施。
- プラスチック製容器包装をリサイクルする手法としては、大きく材料リサイクルとケミカルリサイクルの２種類があり、現行は市町村回収量の半分は材料リサイクル業者が優先的に落札できる仕組みで運用。

＜入札の仕組み＞

【落札可能量】

総合的評価で認められた設備能力（設備能力×総合的評価の得点率）を各事業者の落札可能量とする。

【安定枠・効率化枠】

質の高い安定的なリサイクルを促進するため、総合的評価で認められた設備能力のうち、安定枠と効率化枠の割合を2:1とする。ただし、この割合では安定枠の総量が材料リサイクル優先処理量（※）の9割を上回ると見込まれる場合には、当該材料リサイクル優先処理量の9割を上回らないよう補整を行う。

（※）指定法人への市町村の申込量のうち50％を材料リサイクル優先処理量と設定。

安定枠と効率化枠は一括応札し、応札価格の安いものから安定枠→効率化枠の順に落札する。

【厳格な上限価格、最低価格】

安定枠の導入に伴い、材料リサイクルの適正価格を担保するため、厳しい上限価格と最低価格を設定し、これを超える応札は無効とする。

現行のプラスチック製容器包装に係る再商品化入札制度③

検討会（第1回）
資料3から抜粋

＜イメージ図＞

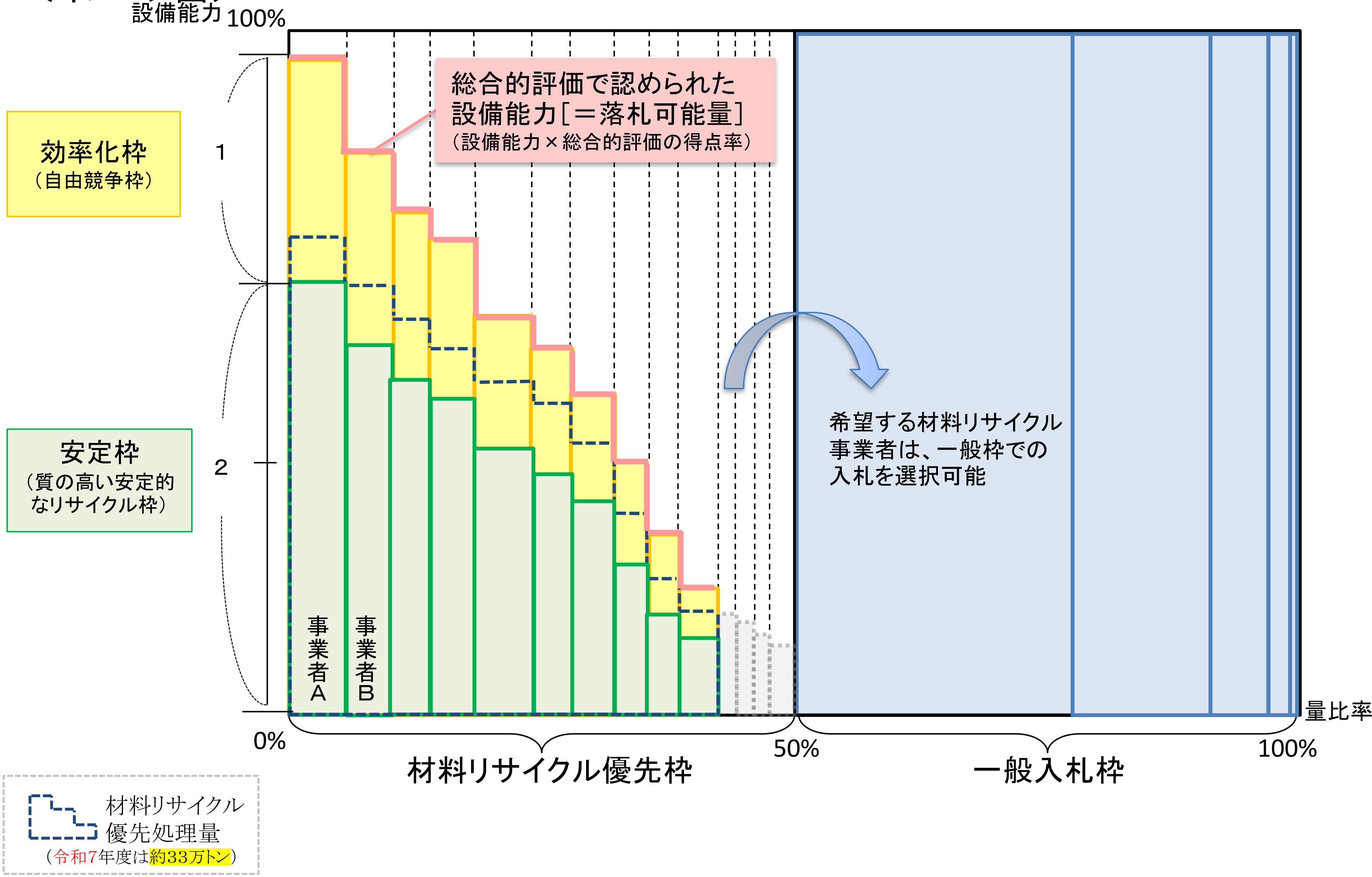

現行制度の課題

【１．事業者の成長機会阻害】

①市町村申込量に対する実際の再生処理事業者の処理能力は、逼迫。
その要因として以下内容等が考えられ、競争環境を一定水準まで低下させ、事業者の成長機会を奪っている。
-安定枠という全事業者に割り振られる設計により、更なる成長を目指すインセンティブが働きづらい
-社会変化に対応した適切な処理費用が払われていないことに起因する人員の配置不足からくる稼働率の低下

②品質の一定水準の維持・向上を図るために採用された総合的評価方式は、一定の品質の確保にはつながった一方で、本来落札できるはずの落札可能量を制限してしまい、競争環境を一定水準まで低下させ、事業者の成長機会を奪っている。

【２．分別基準適合物及び分別収集物のリサイクル率】

回収されたプラスチック種類別のリサイクル率（材料リサイクル、収率50%仮定時）では、PE67%、PP83%と高い水準の素材も存在する一方で、PS25%、PET3%と残渣として処理されている素材もある。
様々なリサイクル手法を組み合わせてリサイクル率を高めるために、
材料リサイクル×材料リサイクルのジョイントグループ制度は運用が開始されているが、
ケミカルリサイクル×材料リサイクルのジョイントグループ制度は制度上認められていない。

【３．再商品化製品の利用用途】

再商品化製品利用製品は、パレットや植木鉢などへの活用に留まり、容器包装プラスチックに戻っているものや再生材の高度な利用はほぼ存在していない。

まとめ：プラスチック製容器包装･分別収集物の入札制度の見直し

収集量と処理能力の切迫への対応、社会変化に対応した適切な再商品化費用を実現し、再商品化の量・質の拡大向上、再生材利用の一層の促進を図るため、プラスチック製容器包装・分別収集物の入札制度について以下のとおり見直しを行う

背景　･･･　現状の容器リサイクル法の入札制度においては、以下の課題を抱えている
短期的課題　⇒　**収集量と処理能力の切迫への対応、物価高騰を迅速に反映する必要がある**
中期的課題　⇒　**高度な品質の再生プラスチックの供給力を強化する必要がある**

【令和８年度以降】

- ■効率的な再商品化及び適切な競争環境を確保するため、**材料リサイクル事業者の処理能力を材料リサイクル優先枠含め最大限活用する方式に改める**（総合的評価方式の見直し、材料リサイクル優先枠の一本化（安定枠の廃止））
- ■その上で、材料リサイクル優先枠と一般枠双方の競争倍率を確保するため、材料リサイクル事業者各社の**材料リサイクル優先枠での最大落札可能量を処理能力の70%とする**（残りの30%は一般枠で入札が可能となり、落札可能量を100%活用できる）
- ■上記変更を踏まえ、令和8年度は総合的評価方式の現行評価項目を材料リサイクル優先枠の参加要件として活用することで、材料リサイクル優先枠事業者としての質を確保する。（令和9年度以降は、結果を踏まえながら、総合的評価方式の評価項目見直しを含めて柔軟に検討していく。）
- ■以上に伴い、厳格な上限価格を**適切な上限価格に改める**

【令和９年度以降】

- ■材料リサイクル・ケミカルリサイクルの**ジョイントでの入札**を可能とする
- ■**ユーザーニーズに合わせるとともに再生材利用の高度化を図るため、「動静脈連携枠」を創設**し、要件を満たす事業分について、導入初年度は全体の数%から始め、段階的に拡大していって最大20%程度まで（材料リサイクル優先枠・一般枠から等分捻出[20%の場合、材料リサイクル優先枠40%、一般枠40%]）を優先的に割り当てる

※制度の詳細は引き続き検討し、関係者のニーズを踏まえつつ運用開始までに固める